

第1節 標準処理期間

1-1 標準処理期間の算定

1. 標準処理期間は、申請書を受理した日の翌日から起算して当該処理通知を行うまでの日数とします。
2. 標準処理期間の算定には、休日を算入します。

1-2 標準処理期間の不算入事項

1. 申請書を補正するために要する期間は、不算入とします。
2. 都市計画法第32条に基づく公共・公益施設管理者との事前協議や宅地開発条例に基づく関係機関との事前協議に要する期間は不算入とします。
3. 開発審査会に諮問する案件は、その諮問に要する期間は不算入とします。

1-3 標準処理期間の適用除外

他法令の許認可等(林地開発許可や農地転用許可等)を必要とする申請であって、当該許認可等と同時に許可を行う申請については、適用を除外します。

1-4 標準処理期間一覧

区分		許可・承認等の種類	法令及び根拠条項	標準処理期間
	1	開発行為の許可	都市計画法第29条	28日
	2	開発行為の変更許可	都市計画法第35条の2第1項	14日
	3	建築制限解除の承認	都市計画法第37条第1号	14日
	4	建築物の敷地等に関する制限の例外許可	都市計画法第41条第2項ただし書き	21日
	5	予定建築物等以外の建築等の許可	都市計画法第42条第1項ただし書き	14日
	6	開発行為を受けた土地以外の土地における建築物等の許可	都市計画法第43条第1項	21日
	7	開発許可を受けた地位の承継の承認	都市計画法第45条	14日
	8	工事完了検査及び検査済証の交付	都市計画法第36条第2項	14日
	9	開発行為又は建築に関する証明	都市計画法施行規則第60条	7日
	10	宅地造成等に関する工事の許可(形質の変更)	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条	60日
		宅地造成等に関する工事の許可(土石の堆積)	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条	14日
	11	宅地造成等に関する工事の変更許可	宅地造成及び特定盛土等規制法第35条	30日
	12	工事完了検査及び検査済証の交付	宅地造成及び特定盛土等規制法第36条	14日
	13	宅地造成等工事の一部完了検査及び同検査済証の交付	鹿児島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第3項	21日
	14	宅地造成等工事概要等変更許可申請手数料の減免	鹿児島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第16条第1項	7日
	15	開発登録簿の閲覧承認及び写しの交付	鹿児島市開発登録簿閲覧規則第4条第1項、第2項	随時
	16	優良宅地の認定	鹿児島市優良宅地認定規則第3条	21日